

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）
使用前検査実施要領書（その 3）

〔原子炉冷却系統施設〕

〔その他試験研究用等原子炉の附属施設〕

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
—	新規制定	令和2年3月24日
1	<ul style="list-style-type: none">・添付資料-2の図3.3及び図3.4の差し替え・使用前検査成績書の添付図-2（図3.3及び図3.4）の差し替え	令和3年1月5日

目 次

I	検査目的及び項目	1
II	検査場所	1
III	検査範囲	1
IV	検査方法	2
V	判定基準	6
VI	その他	8
VII	添付資料	8

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき実施する試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第3条の4第2号及び第4号に係る使用前検査について、法第27条第1項の規定に基づき試験研究用等原子炉に係る設計及び工事の方法を認可した申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会の定める技術上の基準に適合していることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第16条、第17条第1項、第18条及び第32条第3項である。

○原子炉冷却系統施設（1次冷却材補助ポンプの被水対策設備の設置）

材料検査、据付検査、寸法検査、外観検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

○その他の試験研究用等原子炉の附属施設（安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置）

員数検査、性能検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

○その他の試験研究用等原子炉の附属施設（消火設備の設置）

員数検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

II 検査場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 JRR-3原子炉施設

III 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲

原子炉冷却系統施設のうち

原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち

1次冷却設備のうち

1次冷却材補助ポンプの被水対策設備

その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち

その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち

その他主要な事項のうち

安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯

火災感知器及び消火設備

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和2年1月22日付け原規規発第2001221号

IV 検査方法

○原子炉冷却系統施設（1次冷却材補助ポンプの被水対策設備の設置）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 1次冷却材補助ポンプ原動機（端子箱含む）及び電線管（接続部含む）の被水対策設備が、設工認申請書に記載された材料であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表1.1、表1.2及び図1.3」を参照のこと。
- ② 1次冷却材補助ポンプ原動機のケーブルが、設工認申請書に記載された材料であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表1.2及び図1.3」を参照のこと。

2. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 溢水カバーA及びBが、設工認申請書に記載された配置であることを、立会いにより確認する。詳細は添付資料－2「図1.1及び図1.2」を参照のこと。

3. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 1次冷却材補助ポンプの基礎（ベース部を含む）及び電源盤のチャンネルベースの寸法が、設工認申請書に記載された寸法であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表1.3、図1.1及び図1.3」を参照のこと。

4. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 溢水防護カバーA 及び B に、機能上有害な傷、割れ及び変形がないことを立会により確認する。詳細は添付資料－2「図 1.1 及び図 1.2」を参照のこと。
- ② 1次冷却材補助ポンプ原動機（端子箱含む）及び電線管（接続部含む）に、機能上有害な傷、割れ及び変形がないことを立会により確認する。詳細は添付資料－2「図 1.3 及び図 1.4」を参照のこと。

5. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 1次冷却材補助ポンプが、正常に起動することを、立会により確認する。

6. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。
 - ・溢水による損傷の防止（第17条第1項）

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置）

1. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 保安灯等が、設工認申請書に記載された配置であることを、全員数の10%程度を立会により、その他申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表 2.1、図 2.1、図 2.2、図 2.3 及び図 2.4」を参照のこと。

2. 性能検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 保安灯及び誘導灯が、設工認申請書に記載された仕様のもものが配置されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 2.1」を参照のこと。
- ② 照明用の電源喪失時に、中央制御室では、保安灯により、設工認申請書に記載された明るさが得られることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 2.1」を参照のこと。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。
 - ・安全避難通路等（第 18 条）
 - ・原子炉制御室等（第 32 条第 3 項）

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（消火設備の設置）

1. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 自動火災報知設備（火災受信機及び火災感知器）が、設工認申請書に示された所定の位置に所定の数量配置されていることを、全員数の 10% 程度を立会により、その他を申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 3.1、図 3.1 及び図 3.2」を参照のこと。
- ② 消火設備（消火栓及び消火器）が、設工認申請書に示された所定の位置に所定の数量配置されていることを、立会又は申請者の品質記録の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 3.2、図 3.3 及び図 3.4」を参照のこと。

2. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを、申請者の品質記録により確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを、申請者の品質記録により確認する。

(2) 検査手順

火災感知器が作動し、事務管理棟の火災受信機に警報が発報することを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－2「表 3.1、図 3.1 及び図 3.2」を参照のこと。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。
 - ・安全設備（第16条第1項第4号ロ及び第5号）

○原子炉冷却系統施設及びその他の試験研究用等原子炉の附属施設

1. 品質管理の方法等に関する検査

(1) 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に定められた品質保証計画書に基づき、工事及び検査に係る申請者の保安活動が行われていることについて、工事の特徴を踏まえ次の項目を確認する。

①品質保証の実施に係る組織

- ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
- ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。

②保安活動の計画

- ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び①の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・①の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って定められていること。

③保安活動の実施

- ・工事及び検査が②の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

④保安活動の評価

- ・調達物品や役務、原子力施設が要求事項に適合していることを実証するため、②の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても②の計画に従って行われていること。

⑤保安活動の改善

- ・予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

V 判定基準

○原子炉冷却系統施設（1次冷却材補助ポンプの被水対策設備の設置）

1. 材料検査

- ① 1次冷却材補助ポンプ原動機（端子箱含む）及び電線管（接続部含む）の被水対策設備が、設工認申請書（添付資料－2「表 1.1、表 1.2 及び図 1.3」参照）に記載された材料であること。
- ② 1次冷却材補助ポンプ原動機のケーブルが設工認申請書（添付資料－2「表 1.2 及び図 1.3」）に記載された材料であること。

2. 据付検査

- ① 溢水カバーA及びBが、設工認申請書（添付資料－2「図 1.1 及び図 1.2」参照）に記載された配置であること。

3. 寸法検査

- ① 1次冷却材補助ポンプの基礎（ベース部を含む）及び電源盤のチャンネルベースの寸法が、設工認申請書（添付資料－2「表 1.3、図 1.1 及び図 1.3」を参照）に記載された寸法であること。

4. 外観検査

- ① 溢水防護カバーA及びBに、機能上有害な傷、割れ及び変形がないこと。
- ② 1次冷却材補助ポンプ原動機（端子箱含む）及び電線管（接続部含む）に、機能上有害な傷、割れ及び変形がないこと。

5. 作動検査

- ① 1次冷却材補助ポンプが、正常に起動すること。

6. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

- ① 設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。
 - ・溢水による損傷の防止（第17条第1項）

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置）

1. 員数検査

- ① 保安灯等が、設工認申請書（添付資料－2「表 2.1、図 2.1、図 2.2、図 2.3 及び図 2.4」参照）に示された所定の位置に所定の数量配置されていること。

2. 性能検査

- ① 保安灯及び誘導灯が、設工認申請書（添付資料－2「表 2.1」参照）に記載された仕様のもので設置されていること。
- ② 照明用の電源喪失時に、中央制御室では、保安灯により設工認申請書（添付資料－2「表 2.1」参照）に記載された明るさが得られること。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

- ① 設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていること。
- ・安全避難通路等（第 18 条）
 - ・原子炉制御室等（第 32 条第 3 項）

○その他の試験研究用等原子炉の附属施設（消火設備の設置）

1. 員数検査

- ① 自動火災報知設備（火災受信機及び火災感知器）が、設工認申請書（添付資料－2「表 3.1、図 3.1 及び図 3.2」参照）に示された所定の位置に所定の数量配置されていること。
- ② 消火設備（消火栓及び消火器）が、設工認申請書（添付資料－2「表 3.2、図 3.3 及び図 3.4」参照）に示された所定の位置に所定の数量配置されていること。

2. 作動検査

- ① 自動火災報知設備が、設工認申請書（添付資料－2「表 3.1、図 3.1 及び図 3.2」参照）に記載されたとおり作動をすること。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

- ① 設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていること。
- ・安全設備（第 16 条第 1 項第 4 号ロ及び第 5 号）

○原子炉冷却系統施設及びその他の試験研究用等原子炉の附属施設

1. 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法に関する事項に従って行われていること。

VI その他

設工認申請書に記載されている試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の4第5号に基づく試験研究用等原子炉施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図書（設工認申請書等をもとに作成したものである。）

表 1.1 1次冷却材補助ポンプ電源盤の溢水防護カバーの設計仕様

表 1.2 1次冷却材補助ポンプ原動機及び電線管の被水対策設備の設計仕様

表 1.3 1次冷却材補助ポンプ及び電源盤の浸水対策設備の設計仕様

表 2.1 保安灯等の設計仕様

表 3.1 自動火災報知設備の仕様

表 3.2 消火設備の仕様

図 1.1 1次冷却材補助ポンプ電源盤の溢水防護カバー

図 1.2 1次冷却材補助ポンプ電源盤の溢水防護カバーの構造

図 1.3 1次冷却材補助ポンプの概略図及び申請範囲

図 1.4 1次冷却材補助ポンプ及び電源盤の配置図

図 2.1 J R R－3の保安灯等の配置図（その1）

図 2.2 J R R－3の保安灯等の配置図（その2）

図 2.3 J R R－3の保安灯等の配置図（その3）

図 2.4 使用済燃料貯蔵施設の保安灯等の配置図

図 3.1 自動火災報知設備（火災受信機及び火災探知機）の配置図（その1）

図 3.2 自動火災報知設備（火災受信機及び火災探知機）の配置図（その2）

図 3.3 消火設備（消火栓、消火器等）の配置図（その1）

図 3.4 消火設備（消火栓、消火器等）の配置図（その2）

添付資料－3 使用前検査成績書様式

立 会 区 分 表

施 設 名	機器等の名称	耐震 クラス	立会区分							設計変更の生じた構造物 等に対する適合性確認結 果
			材料	据付	寸法	外観	員数	性能	作動	
原子炉冷却系統施設	1次冷却材補助ポンプの被 水対策設備	B	B	A	B	A	—	—	A	B
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	安全避難通路、避難用照明、 誘導標識及び誘導灯	—	—	—	—	—	A/B	B	—	B
	火災感知器及び消火設備	—	—	—	—	—	A/B	—	B	B
備 考 [記号説明] A：立会検査 A/B：立会又は記録検査 B：記録検査										

表 1.1 1次冷却材補助ポンプ電源盤の溢水防護カバーの設計仕様

項目	設計仕様	
設置数量	溢水防護カバーA	1基
	溢水防護カバーB	1基
主要寸法	溢水防護カバーA	幅約 1400mm×奥行約 1400mm×高さ約 100mm
	溢水防護カバーB	幅約 700mm×奥行約 800mm×高さ約 50mm
主要材料	ステンレス鋼	
設置場所	原子炉建家地階	

表 1.2 1次冷却材補助ポンプ原動機及び電線管の被水対策設備の設計仕様

項目	設計仕様		
設置数量	1次冷却材補助ポンプ原動機（端子箱含む）	1次冷却材補助ポンプ原動機電線管（接続部含む）	ケーブル
	2	2	2
主要材料	「JIS C 0920 電源機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)」における第二特性数字 2 以上相当の保護等級を有する機器であること。(防滴仕様であること。)		IEEE 規格 383 による垂直トレイ燃焼試験合格相当以上の難燃性を有していること。
設置場所	原子炉建家地階		

表 1.3 1次冷却材補助ポンプ及び電源盤の浸水対策設備の設計仕様

設備機器（防護対象）	設計仕様	備考
1次冷却材補助ポンプ	基礎高さ（ベース部を含む）床面から約 68cm （浸水対策としての必要高さ 床面から 3cm）	既設
1次冷却材補助ポンプ電源盤	チャンネルベース高さ 床面から約 5cm （浸水対策としての必要高さ 床面から 4.4cm）	既設

表 2.1 保安灯等の設計仕様

設置場所	保安灯		誘導標識又は誘導灯（既設）	
	台数	番号	台数	番号
原子炉建家	71 台 (うち既設 66 台)	A1～A71	25 台	A72～A96
冷却塔	13 台 (うち既設 3 台)	B1～B13	5 台	B14～B18
実験利用棟	85 台 (うち既設 62 台)	C1～C85	39 台	C86～C124
使用済燃料貯槽室	11 台 (全て既設)	D1～D11	3 台	D12～D14
燃料管理施設	10 台 (全て既設)	E1～E10	3 台	E11～E13
事務管理棟	23 台 (うち既設 21 台)	F1～F23	17 台	F24～F40
原子炉制御棟	33 台 (うち既設 25 台)	G1～G33	11 台	G34～G44
コンプレッサ棟	3 台 (うち既設 1 台)	H1～H3	4 台	H4～H7
使用済燃料貯蔵施設	38 台 (うち既設 7 台)	I1～I38	10 台	I39～I48

- (i) 保安保安灯及び誘導灯は内蔵された電池又は蓄電池により給電可能な照明器具であり、照明用の電源喪失時でも避難が完了するまでの 15 分間これらの照明が点灯する。
- (ii) 誘導灯及び誘導標識は、消防庁の登録認定機関の認定品又はその相当品とする。
- (iii) 中央制御室の保安灯は、照明用の電源喪失時でも、パラメーターの監視が可能な明るさが得られること。

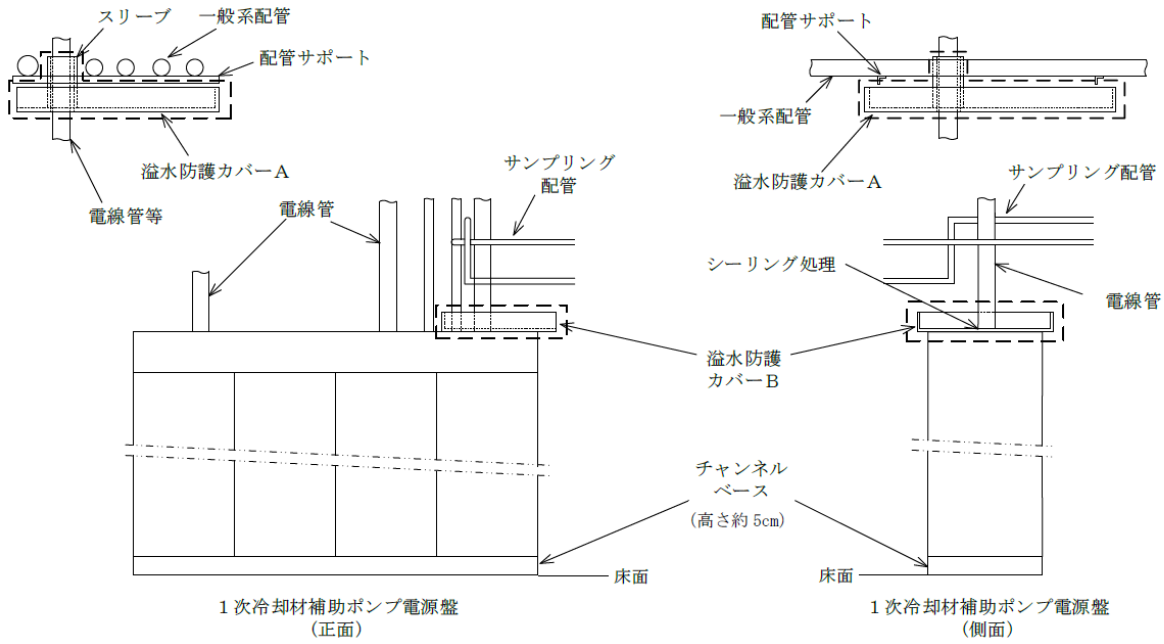
表 3.1 自動火災報知設備の仕様

種 類		数 量	備 考
火災報知器	煙感知器	86 台	内 8 台は非常用電源設備に係るものであり本申請の範囲外
	炎感知器	23 台	—
火災受信機		1 台	非常用電源設備に係る火災受信機と共通設備

表 3.2 消火設備の仕様

種 類	数 量* ¹	備 考
消火栓	8 か所	—
消火器	27 台	—
ハロゲン化物消火設備	5 か所	非常用電源設備に係る消火設備であり本申請の範囲外

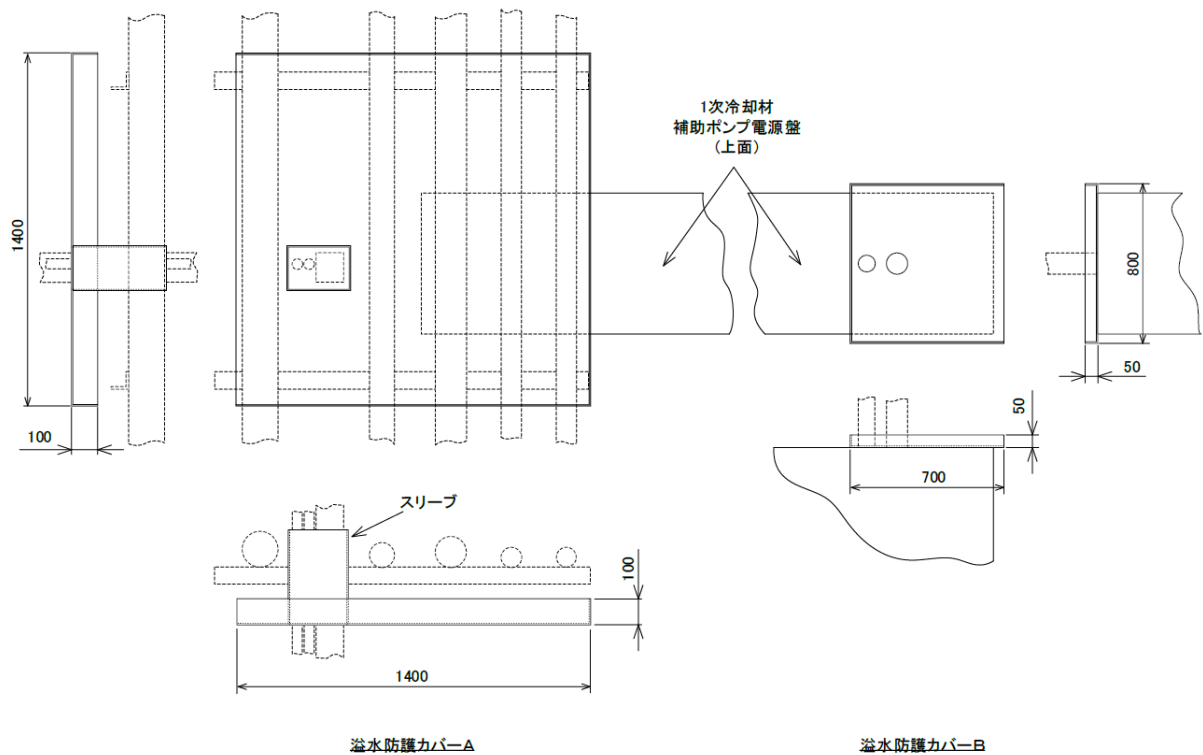
* 1 : 申請の範囲外である非常用電源設備に係る火災設備の数量を含む。



- ・ 溢水防護カバーAは配管サポートにステーを介して支持する。溢水防護カバーBは電源盤上面に接着する。
- ・ 電線管等と干渉する部分は、切り欠き及びスリーブ等により干渉を避ける。
- ・ カバーの接合部、切り欠き及びスリーブ接合部等はシーリング処理を行う。
- ・ 取付方法、取付位置の詳細は既存設備との取り合いを考慮して決定し、加工部はパッキン、シーリング等により、漏えいしないよう処置する。

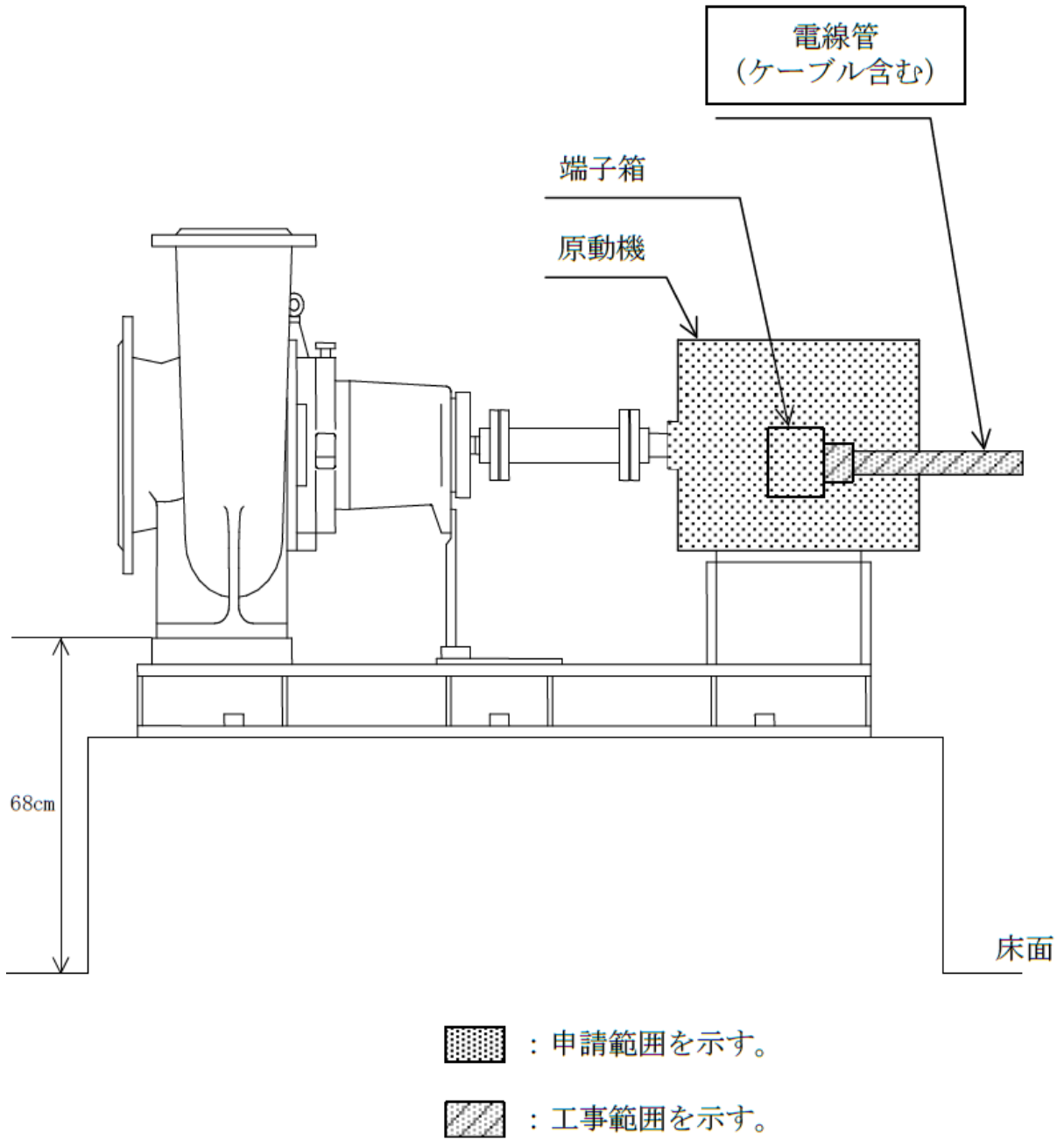
 : 申請範囲を示す

図 1.1 1次冷却材補助ポンプ電源盤の溢水防護カバー



単位 : mm

図 1.2 1次冷却材補助ポンプ電源盤の溢水防護カバーの構造



機器名称	員数
1次冷却材補助ポンプ	2

図 1.3 1次冷却材補助ポンプの概略図及び申請範囲

原子炉建家地階

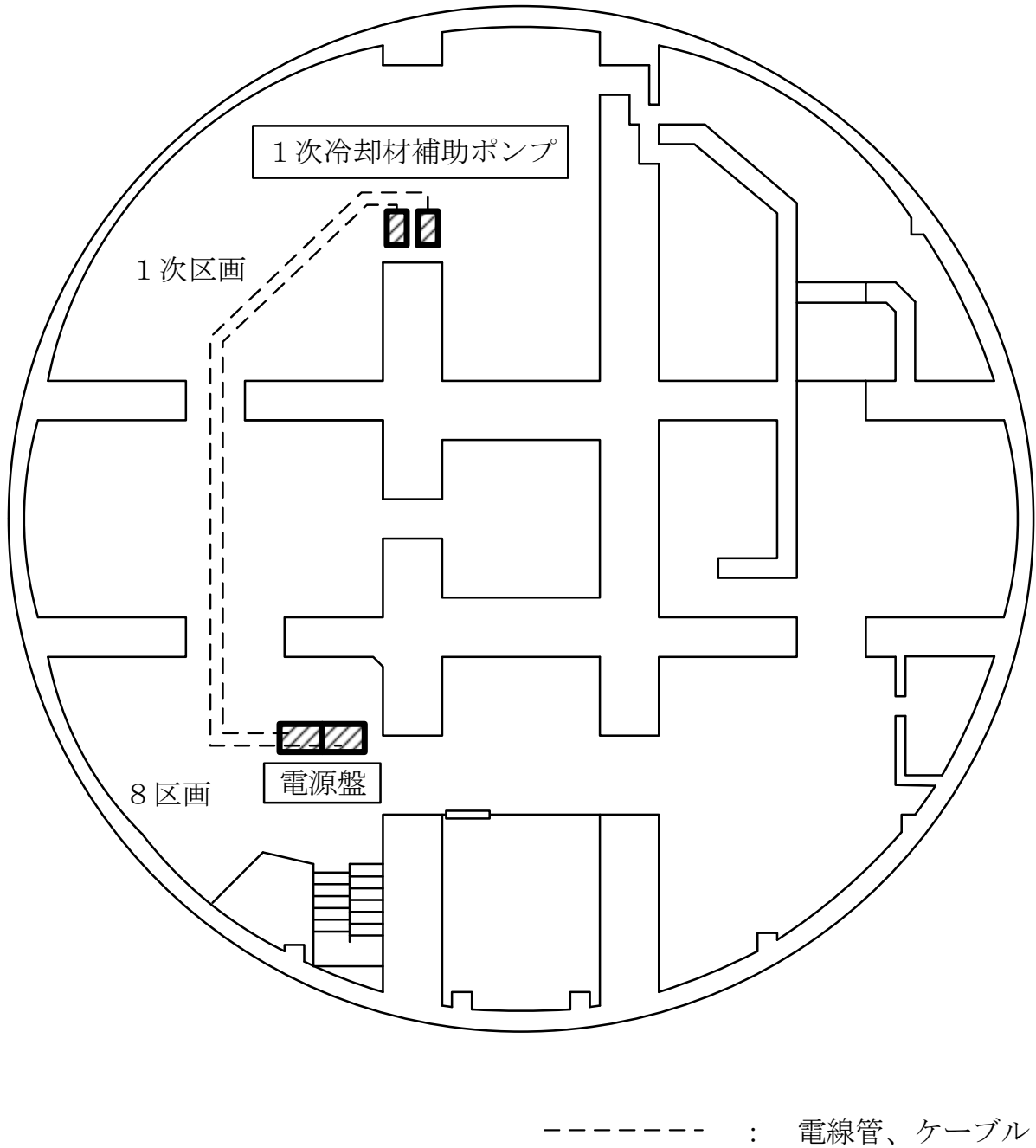


図 1.4 1次冷却材補助ポンプ及び電源盤の配置図

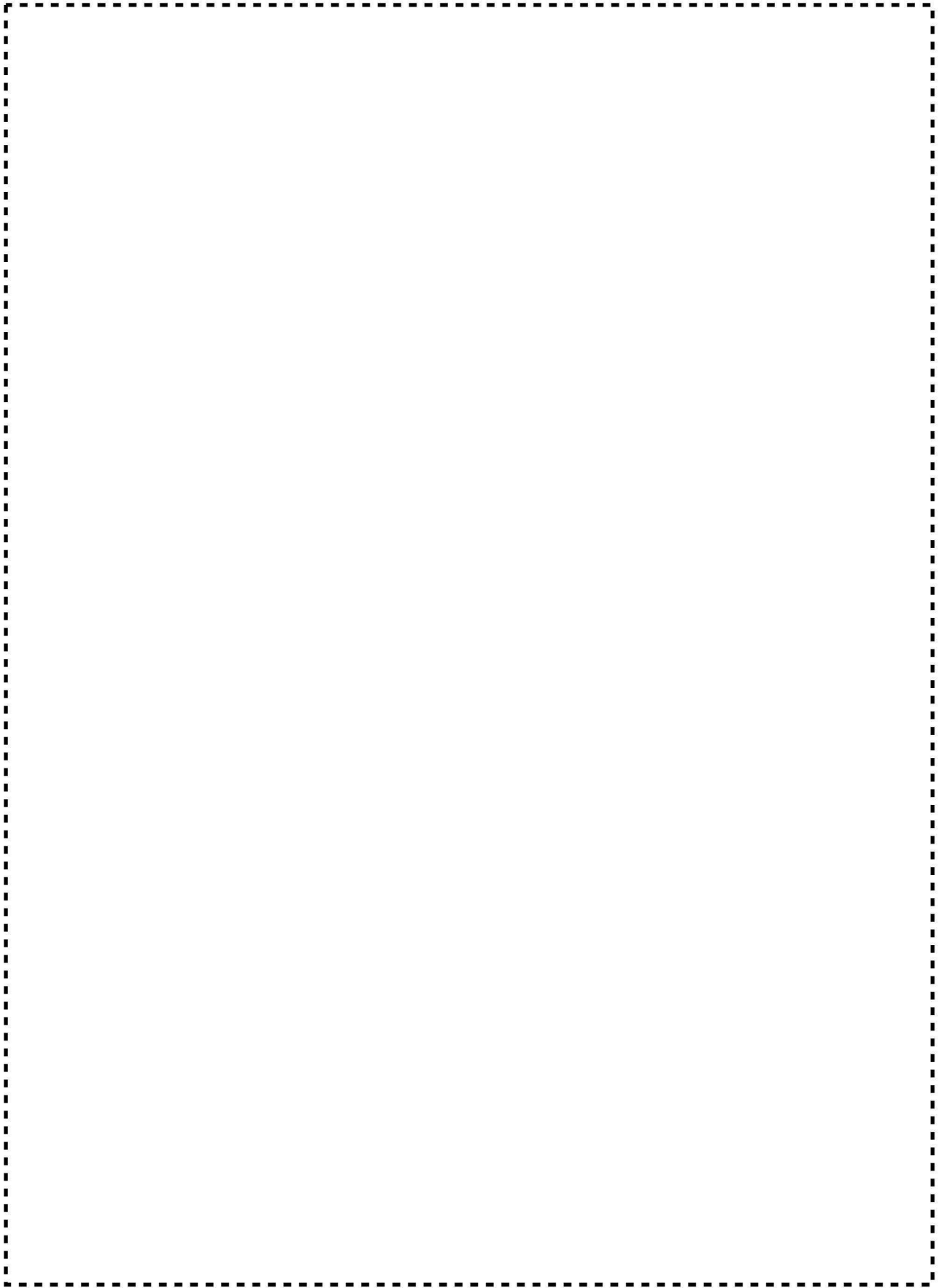


図 2.1 JRR-3の保安灯等の配置図(その1)

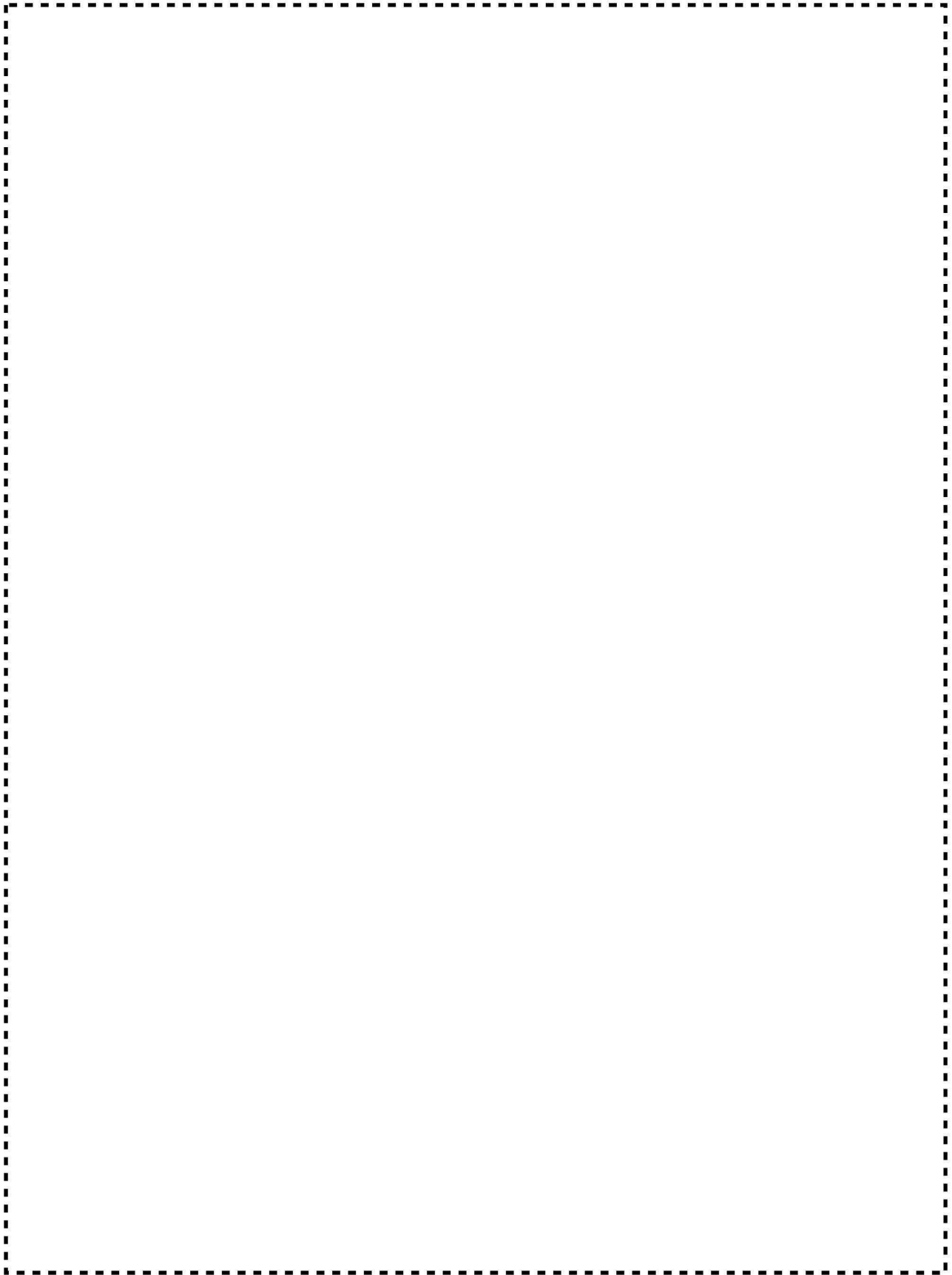


図 2.2 JRR-3の保安灯等の配置図（その2）

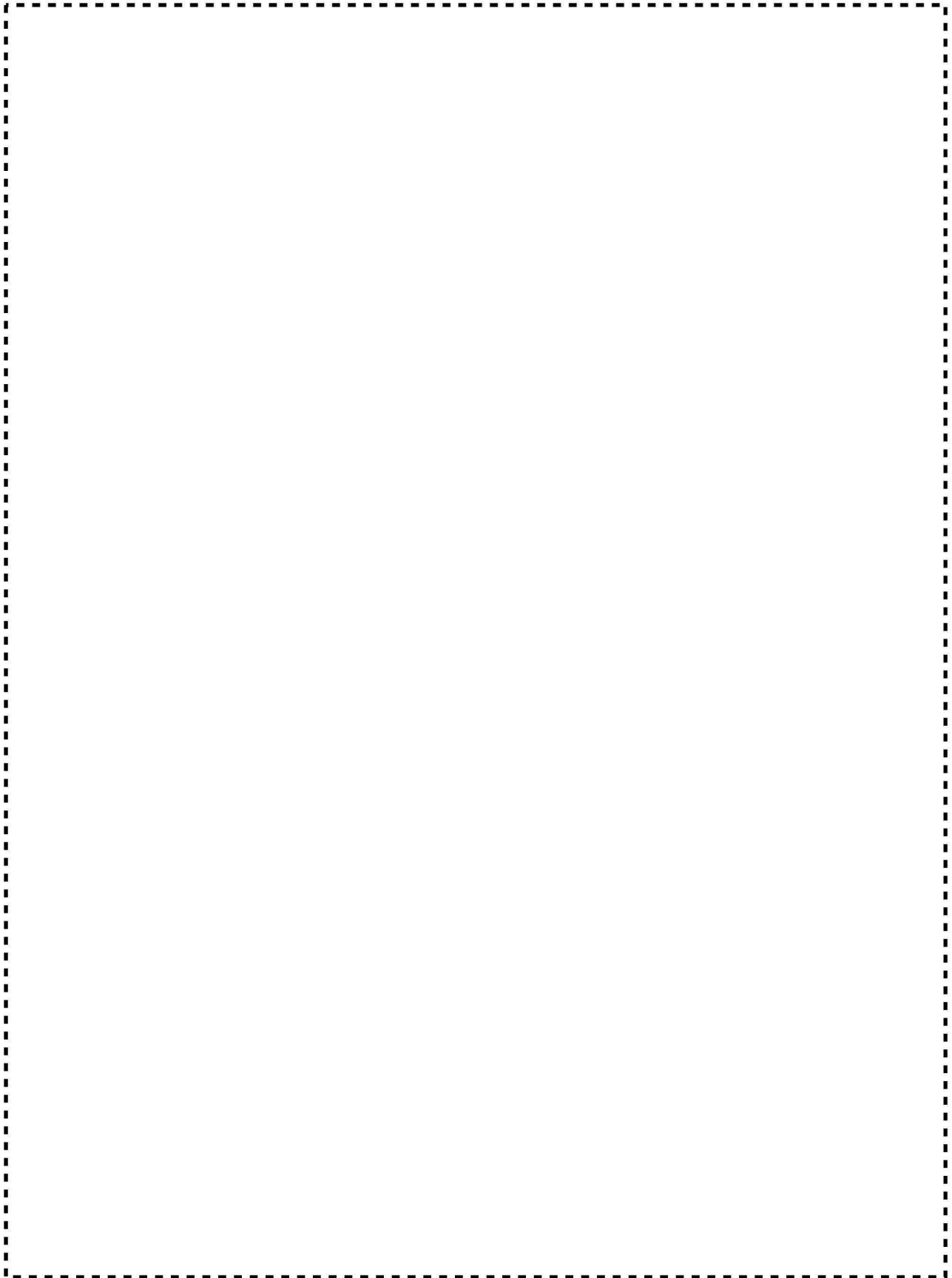


図 2.3 J R R - 3 の保安灯等の配置図 (その 3)

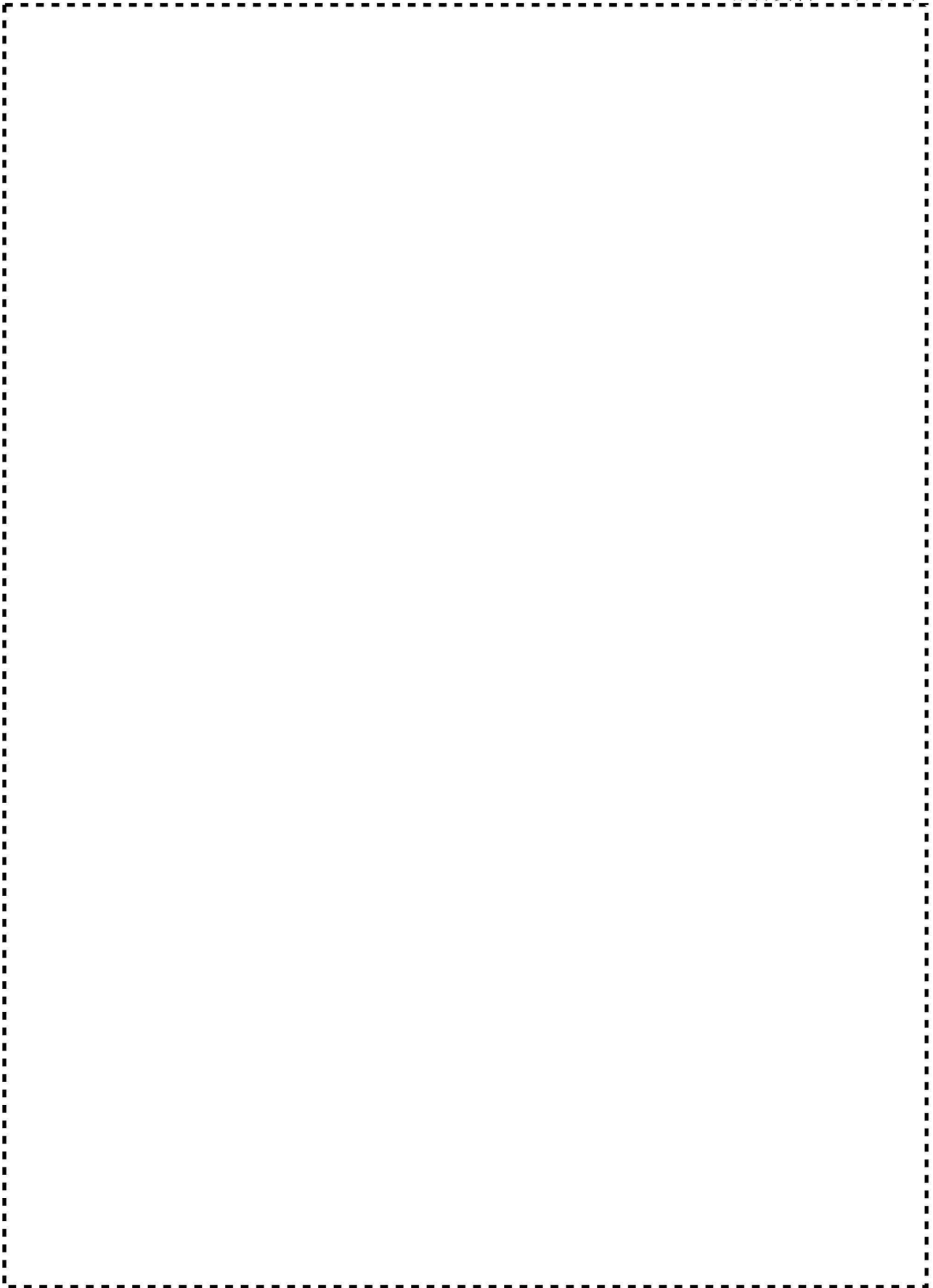


図 2.4 使用済燃料貯蔵施設の保安灯等の配置図

図 3.1 自動火災報知設備（火災受信機及び火災探知機）の配置図（その1）

図 3.2 自動火災報知設備（火災受信機及び火災探知機）の配置図（その2）

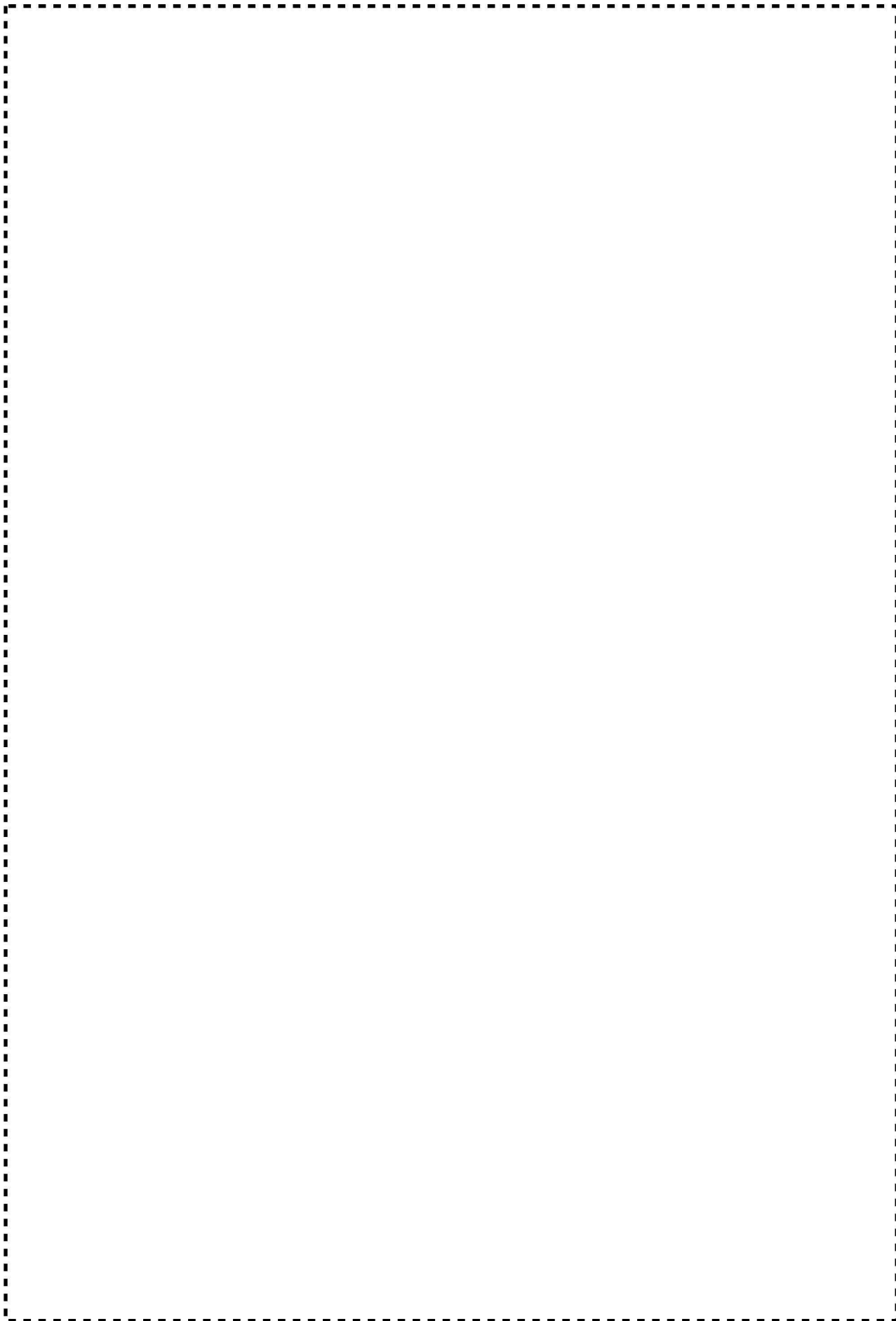


図 3.3 消火設備（消火栓、消火器等）の配置図（その 1）

図 3.4 消火設備（消火栓、消火器等）の配置図（その2）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）
使用前検査成績書（その 3）

〔原子炉冷却系統施設〕

〔その他試験研究用等原子炉の附属施設〕

原子力規制委員会

使用前検査成績書

事業者及び事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		
検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯 火災感知器及び消火設備		
検査場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 JR R - 3 原子炉施設		
申請年月日及び申請番号	令和元年6月17日 令01原機(科研)003		
検査項目	検査年月日	結果	摘要
別紙-1のとおり	別紙-1のとおり		別紙-1のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備考	設工認申請書に記載されている試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第3条の4第5号に基づく試験研究等原子炉施設の性能検査をもって終了とする。		

検 査 項 目	検査年月日	結果	摘要
○原子炉冷却系統施設（１次冷却材補助ポンプの被水対策設備の設置）			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－２，３ のとおり
据 付 検 査	年 月 日		別紙－４，５ のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－６，７ のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－８，９ のとおり
作 動 検 査	年 月 日		別紙－１０，１１ のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－１２，１３ のとおり
○その他の試験研究用等原子炉の附属施設（安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置）			
員 数 検 査	年 月 日		別紙－１４，１５ のとおり
性 能 検 査	年 月 日		別紙－１６，１７ のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－１８，１９ のとおり
○その他試験研究用等原子炉の附属施設（消火設備の設置）			
員 数 検 査	年 月 日		別紙－２０，２１ のとおり
作 動 検 査	年 月 日		別紙－２２，２３ のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－２４，２５ のとおり
○原子炉冷却系統施設（１次冷却材補助ポンプの被水対策設備の設置）及びその他試験研究用等原子炉の附属施設（安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置、消火設備の設置）			
品質管理の方法等 に関する検査	年 月 日		別紙－２６，２７ のとおり

材料検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R － 3 原子炉施設

検査範囲	原原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
判定基準	結果	検査方法	
① 1次冷却材補助ポンプ原動機(端子箱含む)及び電線管(接続部含む)の被水対策設備が、設工認申請書(使用前検査実施要領書の添付資料－2「表1.1、表1.2及び図1.3」参照)に記載された材料であること。		記録	
② 1次冷却材補助ポンプ原動機のケーブルが、設工認申請書(使用前検査実施要領書の添付資料－2「表1.2及び図1.3」参照)に記載された材料であること。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－29に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：据付検査

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２９に示す。			

据付検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
判定基準	結果	検査方法	
① 溢水カバーA及びBが、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－2「図1.1及び図1.2」参照）に記載された配置であること。		立会	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－29に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	原原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備 考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－28，29に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	原原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
判定基準		結果	検査方法
① 1次冷却材補助ポンプの基礎（ベース部を含む）及び電源盤のチャンネルベースの寸法が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2 「表 1.3、図 1.1 及び図 1.3」を参照）に記載された寸法であること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 29 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 29 に示す。			

外観検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
判定基準	結果	検査方法	
① 溢水防護カバーA及びBに、機能上有害な傷、割れ及び変形がないこと。		立会	
② 1次冷却材補助ポンプ原動機（端子箱含む）及び電線管（接続部含む）に、機能上有害な傷、割れ及び変形がないこと。		立会	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－29に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R － 3 原子炉施設

検査項目：作動検査

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

作動検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
判定基準		結果	検査方法
① 1次冷却材補助ポンプが、正常に起動すること。			立会
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

<p>検査範囲</p>	<p>原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備</p>		
<p>判定基準</p>		<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・溢水による損傷の防止（第17条第1項）</p>			<p>記録</p>
<p>備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-29に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：員数検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

員数検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯		
判定基準		結果	検査方法
① 保安灯等が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2 「表 2.1、図 2.1、図 2.2、図 2.3 及び図 2.4」参照）に記載された所定の位置に所定の数量配置されていること。			立会／記録
備考 立会確認箇所を添付図－ 1、本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

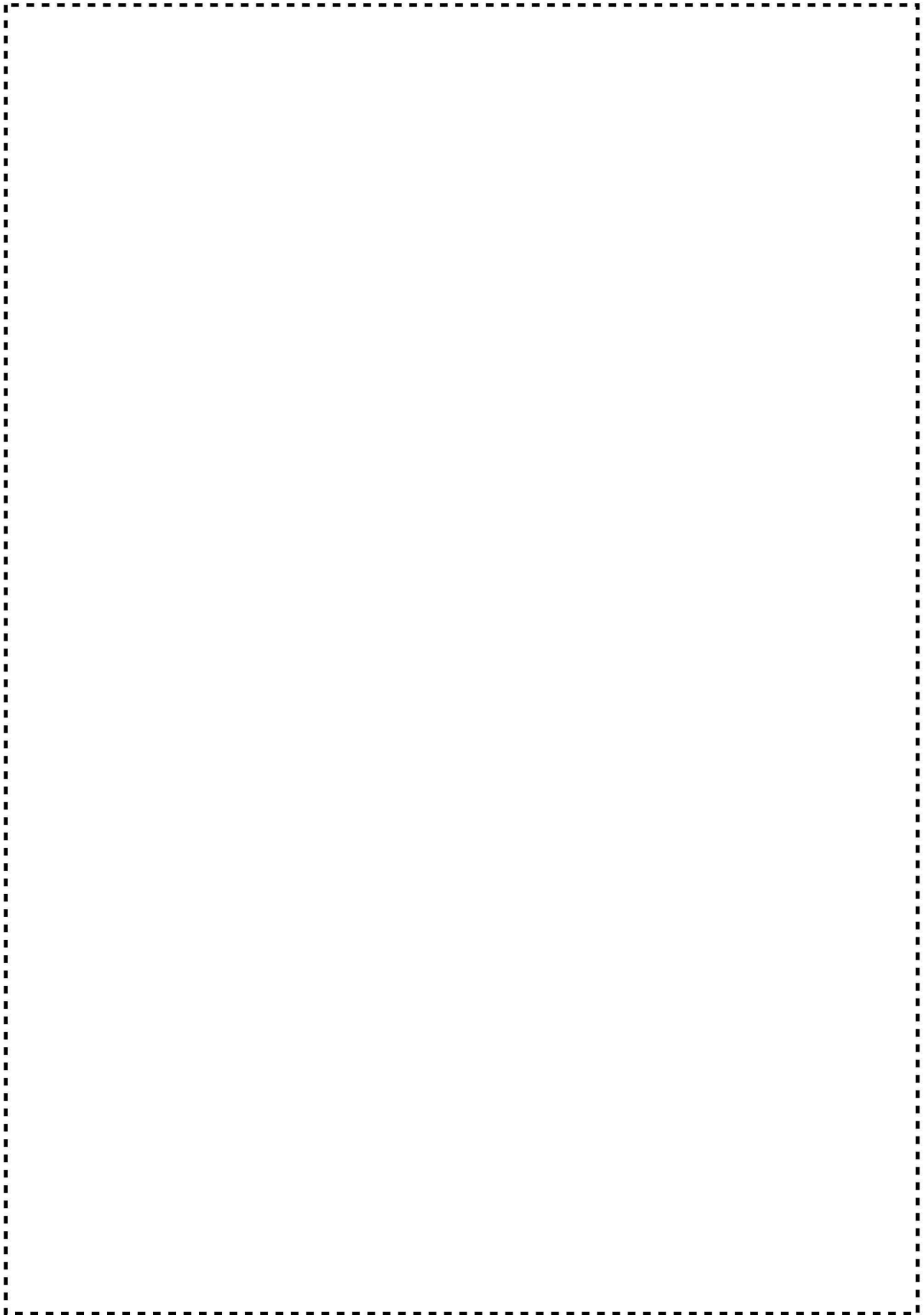


図 2.1 J R R－ 3 の保安灯等の配置図（その 1）

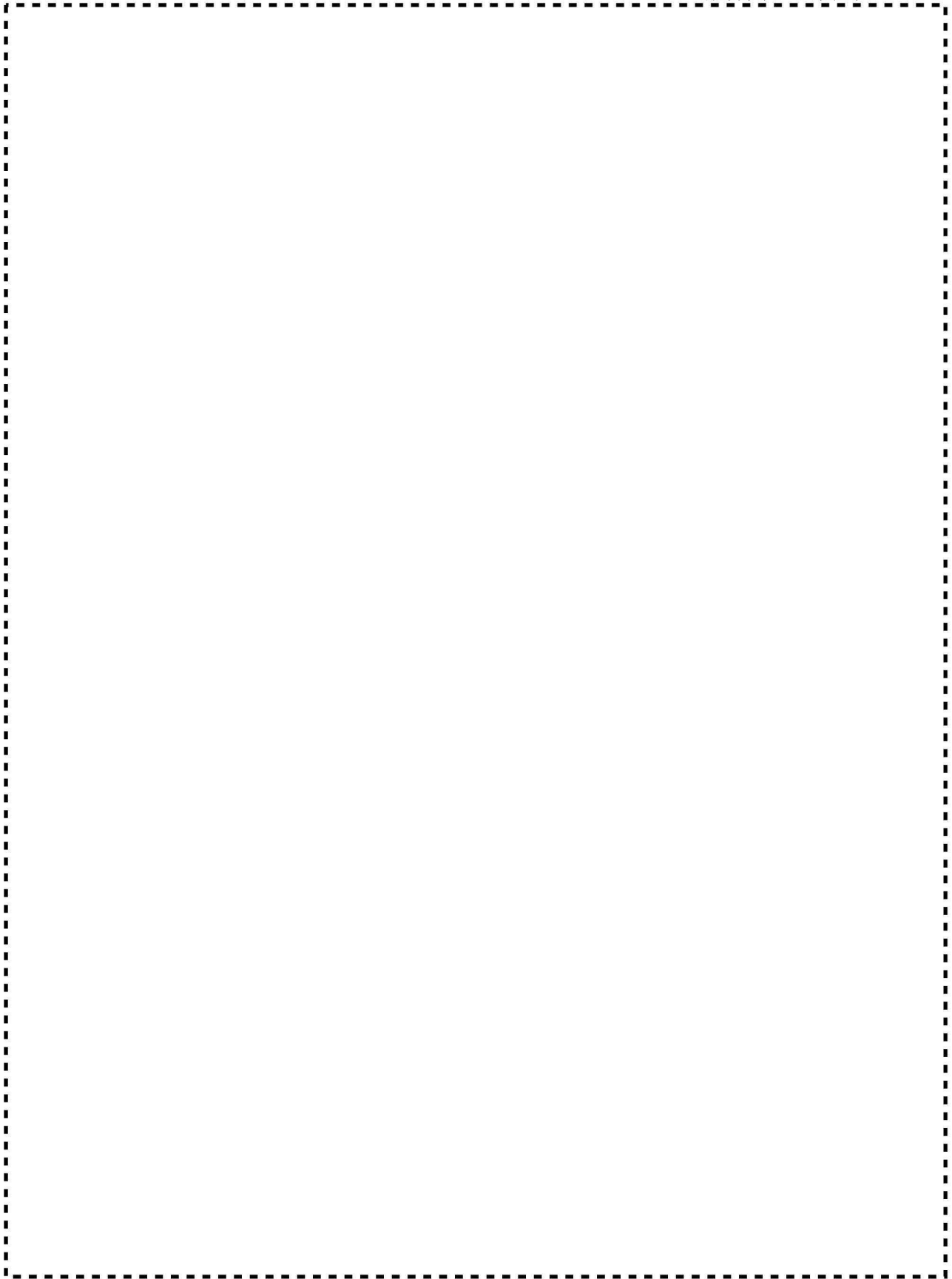


図 2.2 J R R－3 の保安灯等の配置図（その 2）

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：性能検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２９に示す。			

性能検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯		
判定基準	結果	検査方法	
① 保安灯及び誘導灯が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2 「表 2.1」参照）に記載された仕様のもので設置されていること。		記録	
② 照明用の電源喪失時に、中央制御室では、保安灯により、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2 「表 2.1」参照）に記載された明るさが得られること。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・安全避難通路等（第１８条） ・原子炉制御室等（第３２条第３項）		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２９に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：員数検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 火災感知器及び消火設備		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

員数検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 火災感知器及び消火設備		
判定基準		結果	検査方法
① 自動火災報知設備（火災受信機及び火災感知器）が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2「表 3. 1、図 3. 1 及び図 3. 2」参照）に記載された所定の位置に所定の数量配置されていること。			立会／記録
② 消火設備（消火栓及び消火器）が、工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2「表 3. 2、図 3. 3 及び図 3. 4」参照）に記載された所定の位置に所定の数量配置されていること。			立会／記録
備考 立会確認箇所を添付図－ 2、本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

図 3.1 自動火災報知設備（火災受信機及び火災探知機）の配置図（その 1）

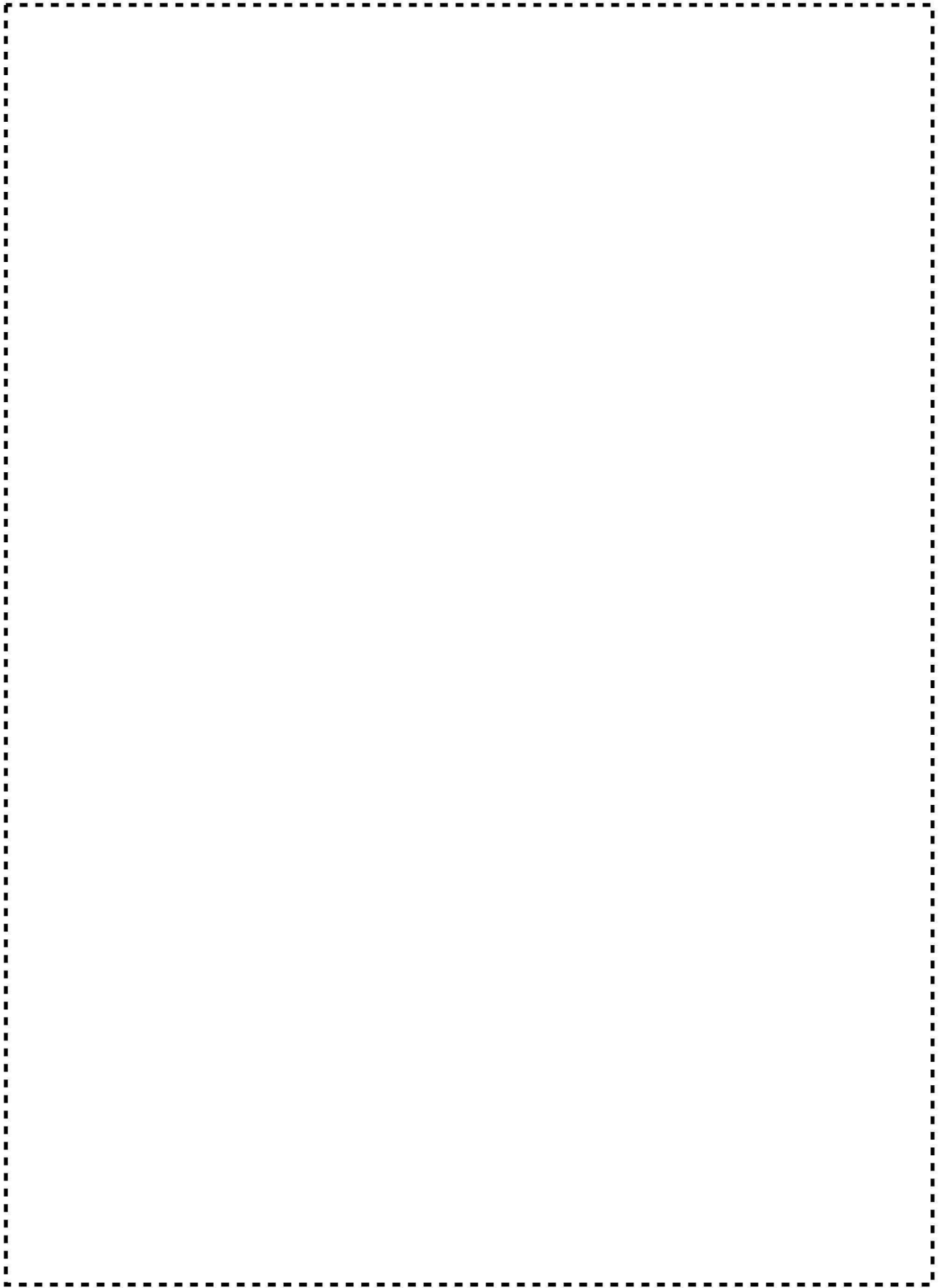


図 3.2 自動火災報知設備（火災受信機及び火災探知機）の配置図（その 2）

図 3.3 消火設備（消火栓、消火器等）の配置図（その 1）

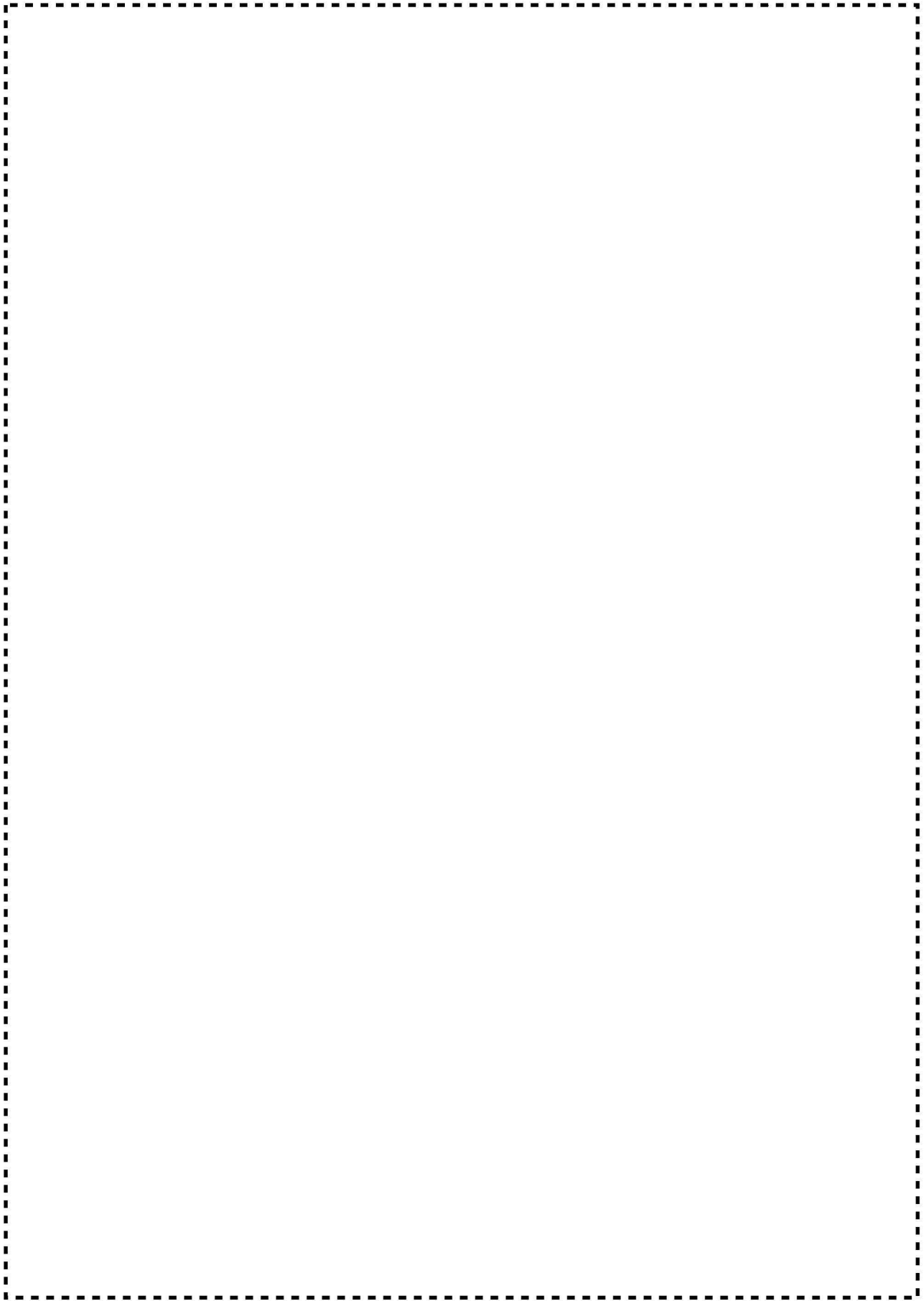


図 3.4 消火設備（消火栓、消火器等）の配置図（その 2）

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：作動検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 火災感知器及び消火設備		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２９に示す。			

作動検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 火災感知器及び消火設備		
判定基準		結果	検査方法
① 自動火災報知設備が、設工認申請書（使用前検査実施要領書の添付資料－ 2 「表 3.1、図 3.1 及び図 3.2」 参照）に記載されたとおり作動をすること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 火災感知器及び消火設備		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 火災感知器及び消火設備		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・安全設備（第16条第1項第4号ロ及び第5号）		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 9 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯 火災感知器及び消火設備	
確認事項	確認方法	結果
法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２９に示す。		

品質管理の方法等に関する検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

検査範囲	原子炉冷却系統施設のうち 原子炉冷却系統施設の構造及び設備うち 1次冷却設備のうち 1次冷却材補助ポンプの被水対策設備 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち 安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯 火災感知器及び消火設備	
判定基準		検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	1 品質保証の実施に係る組織 2 保安活動の計画 3 保安活動の実施 4 保安活動の評価 5 保安活動の改善	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 29 に示す。		

使用計測器一覽表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原子炉施設

1) 仮設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 J R R - 3 原 子 炉 施 設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(材)：材料検査、(寸)：寸法検査、(据)：据付検査、(外)：外観検査、(作)：作動検査、
 (員)：員数検査、(性)：性能検査、(適)：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結
 果の検査、(品)：品質管理の方法等に関する検査